

「被用者年金一元化についての検討・作業方針」

1. 基本的な考え方について

- 公的年金全体に対する国民の信頼を確保し、制度の安定化と公平化を図るため、共済年金制度を厚生年金制度に合わせる方向を基本として、被用者年金の一元化の制度設計を行う。

2. 1・2階の保険料水準の統一について

- 厚生年金と共通の給付である共済年金の1・2階部分の保険料率は、厚生年金の水準に統一する。
- 厚生年金の保険料率が18.3%の上限に達するのは平成29年度であるが、具体的な共済年金の保険料率の引上げ幅及び統一時期をどうするかについては、加入者や事業主の負担増が急激なものにならないよう配慮しつつ、できる限り速やかに厚生年金の水準に統一するよう検討する。
- 私学共済で現在別途徴収している年金事務費掛金については、他の被用者年金制度同様、統一する1・2階部分の保険料率に含まれるものとして整理する。

3. 積立金の仕分けと管理・運用について

- 共済年金の保有する積立金については、1・2階部分の給付に充てられるべき部分を仕分けし、これを厚生年金の積立金とともに、「1・2階部分」の共通財源に充てる。
- 具体的には、共済年金の保有する積立金から、厚生年金の積立金の水準に見合った額を仕分けるとの考え方にに基づき、今後検討する。

- 1・2階部分の積立金の管理・運用については、各制度の積立金を統一的に運用することを基本として、具体的な在り方については、制度や事務組織の在り方についての議論及び共済の貸付等を含め現行の運用の実態にも留意しつつ、今後検討する。残りの積立金の取扱いについては、職域部分の取扱い等にあわせて検討する。

4. 制度的な差異の取扱いについて

- 共通の給付に係る以下のような制度的な差異については、厚生年金に揃えることを基本とし、以下の方向で個々に検討する。

- ・ 共済年金における遺族年金の転給制度については、厚生年金に合わせて廃止する。
- ・ 厚生年金に合わせて、共済年金に被保険者資格の年齢制限（厚生年金及び私学共済では70歳まで、国共済・地共済では年齢制限なし）、障害給付に当たっての保険料納付要件（厚生年金では国民年金加入義務期間に係る保険料納付要件があるが、共済年金では国民年金加入義務期間に係る保険料納付要件がない）を設ける。
- ・ 老齢給付及び障害給付に係る在職支給停止については、制度間の差異を統一する。

等

- 以下は経過措置であり、制度的な差異が解消する時期が明らかであるので存置する。

- ・ 厚生年金における女子の支給開始年齢（厚生年金における女子は男子の5年遅れで、平成42年以降に差が解消。）
- ・ 共済年金における60歳前の繰上げ支給（共済組合員で平成7年までに退職した者が対象。）

等

5. 一元化の形態と年金事務処理について

- 一元化の形態については、できるだけ国民の立場に立った、分かりやすく無駄のない効率的な運営を目指す観点から、被用者全体での年金財政の一本化を前提として検討する。

- この場合、法律を一本化するのかどうか、事務組織を一本化するの
かどうか、について、以下の点を踏まえて総合的に検討する。
 - ・ 共済組合においては年金・医療・福祉を一体として効率的に実施
していることなど、各制度の実態
 - ・ 身分移管やシステム開発などに係る移行コストや、運営の効率性
- いずれの場合においても、様々な年金制度に加入していても記録に
基づく年金相談等を1か所で受けられるよう、情報共有化を推進する。

6. 職域部分の取扱いについて

- 現在の公的年金方式（強制・賦課方式）としての職域部分について
は、更に検討する。
職域部分を廃止する場合には、民間の3階部分（企業年金）に相当
する年金を創設する必要がある。その際、公務員制度全般の在り方や
民間の企業年金の実態等を踏まえることとする。
- 私学共済の3階部分については、国共済・地共済の検討状況を踏ま
えつつ検討する。

7. 追加費用の取扱いについて

- 追加費用の取扱いについては、既裁定者の追加費用に係る給付の減
額を含めて検討する。その際、憲法上の財産権侵害の問題や恩給等と
の関係について整理する必要がある。

8. 福祉施設の取扱いについて

- 共済組合の福祉施設については、共済年金からの貸付が行われてい
るので、「1・2階相当分」の積立金の運用の観点から検討することと
する（前出3. 参照）。

（以上）